



新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。今年は丑年となりますが、「丑」という字は、手の指を曲げて物を握る様子を表した象形文字が由来だそうです。十二支の2番目にあたり、前年の子年に蒔いた種が芽を出して成長する時期とされています。未だコロナの脅威から抜け出せず、明るい新年とは言えない現状ですが、いつか来る平穏を信じて、努力を怠らず頑張っていきましょう！

～ 令和3年度税制改定大綱(中小企業向け) ～

2020年の12月、政府より令和3年度の税制改定大綱(令和3年4月1日開始事業年度から適用)が公表されました。今回は、中小企業全般に関わる改定内容(本ページ)・個人所得税に関わる改定内容(次ページ左側)を抜粋してお伝え致します。



1. 「所得拡大促進税制」・「賃上げ等税制」の見直し

① 「所得拡大促進税制」の見直し(中小企業向け)

【基本的な控除税額】 給与等支給額が前年比 1.5%増加で

≫≫≫ 給与等支給額増加額の 15%

現行 継続雇用者(役員等以外の従業員さん)の前期及び今期の全ての期間についての給与情報の抽出の手間が煩雑。

更に、継続雇用者給与等支給額の算定時に、雇用調整助成金等を控除する必要あり。

改定 現行のような継続雇用者の給与情報の抽出が不要(=前期・今期の退職者及び入職者の把握や短時間労働者等を除く作業が不要)。

更に、雇用者給与等支給額の算定時に、雇用調整助成金等の控除は不要。

ただし、控除税額を求める際には雇用調整助成金を控除する必要があります。ご注意ください。

② 「賃上げ等税制」の見直し(大企業&中小企業向け)

【基本的な控除税額】 新規雇用者給与等支給額が前年比 2%増加で

≫≫≫ 今期の新規雇用者給与等支給額の 15%

現行 継続雇用者についての給与情報の抽出の手間が煩雑。

改定 新規雇用者(前期及び今期に新たに雇用した役員等以外の従業員さん)の給与情報の抽出が必要。
設備投資に関する要件が不要。

今回の改正により、所得拡大促進税制が適用できない場合でも、新規雇用者を雇用する場合には賃上げ税制を適用できる可能性があります!

2. 中小企業向け投資促進税制の見直し

主に下記の見直しが行われ、適用期限が2年間延長され、令和5年の3月31日までとなります。

① 対象となる法人に商店街振興組合が加わり、指定事業に次の事業が加わります。

不動産業・物品賃貸業・料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業

② 対象資産から、匿名組合契約等の目的(匿名組合員が相手方の営業のために出資をし、その営業から生じる利益の分配を受けることを約束する契約)である事業の用に供するものが除外されます。

令和3年度税制改定大綱(個人向け)

★住宅借入金控除の特例措置

消費税増税対策として、令和元年10月1日から令和2年の12月31日までの期間に入居するなどの条件を満たした場合は、**控除期間が13年**(原則10年)となっておりますが、**コロナの影響**により入居が遅れてしまう等の事情を加味し、下記に該当する場合は、住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除及び当該控除の**控除期間の3年間延長(実質13年)**の特例措置を適用することが出来ます。

<条件>

- (1) 住宅の取得等で特別特例取得(消費税10%での住宅の取得等や増改築等)に該当するものをした個人
- (2) その特別特例取得をした家屋を**令和3年1月1日から令和4年12月31日まで**の間にその者の居住の用に供した場合

また、対象物件の見直し及び収入による判定基準もあり、以下の通りとなっております。

<対象物件>

床面積の40平方メートル以上から対象となります。

<収入による判定基準>

床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の場合は合計所得金額が**1,000万円以下**であること、**50平方メートル以上**の場合は合計所得金額は**3,000万円以下**であることが条件となります(範囲外の場合、該当年度の控除金額は0円となります)



今月のいろいろ「掲示板」

<法定調書の電子申告義務化>

年始の大仕事といえる法定調書の提出で、**電子申告**による提出が義務付けられる範囲が拡大されました。

前年度は

「前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が**1,000枚以上**の場合」

でしたが・・・今年度から

『前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が**100枚以上**の場合』

に変更になりました。

今年度より中小企業でも該当する可能性がございますので、ご注意下さい。

<コロナ関連の助成金の申請期限>

コロナ関連の助成金で、下記の申請期限が迫っております。対象となる可能性がある企業・事業主様は年明けすぐにご検討下さい。

① 持続化給付金

令和3年1月15日まで

② 家賃支援給付金

令和3年1月15日まで

必要書類が多いですが、期限内に提出をすれば不備があった際でも対応いただけます。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
困難な状況にあっても願いが叶う運勢です。諦めずに、粘り強く事に当たれば必ず良い結果となって表れます。	積極的に行動すると吉。普段の仕事はもちろん、自分から苦手な人に近づくと予想以上の収穫がありそうです。	停滞気味だった仕事や事業が動き出しそう。事前準備を整える事で迅速な対応に結び付き、さらに運気が上昇します。	失くし物に注意が必要な月です。財布や鍵の身の回りの物、仕事上の重要書類など、普段以上に確認をしましょう。



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。